ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ、リビア	
	四十　エクアドル、エルサルバドル、オランダ領アンティル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ
２　１の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Broad bean stain virus*（ソラマメステインウイルス）に侵されていないことが特記されていること。 一　*Broad bean stain virus*（ソラマメステインウイルス）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われていること。 二　適切な血清学的診断法による検査が行われていること。	アセロラ、アビウ、アラビアコーヒー、インガ・ベルティナ、カシューナッツ、カリオカル・グラブルム、カリコルプス・モリツジアヌス、カンポマネシア・コルニフォリア、くだものとけい、コウマ・ウティリス、コガネモンビン、こすたりかばんじろう、ごれんし、すいしようがき、スウィートオレンジ、スポンディアス・ドゥルキス、たちばなあでく、ディオスピロス・ディジナ、てりはばんじろう、ナンセ、バカバやし、パパイヤ、パラハンコルニア・アマパ、ばらみつ、ばんじろう、プシディウム・アクタングルム、プシディウム・グイネエンセ、プシディウム・ケンネディアヌム、プシディウム・サルトリアヌム、プシディウム・ラルオッテアヌム、ベルキア・グロッスラリオイデス、ベルキア・ディコトマ、ベルキア・ペンタメラ、ボウテリア・トルタ、まれいふと
１　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 ２　１の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Anastrepha striata* に侵されていないことが特記されていること。 一　*Anastrepha striata* が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が適切と認められる手続により指定する地域において生産されること。 二　輸出国の政府機関が指定する処理施設において、*Anastrepha striata* を殺虫	

（新設）	
（新設）	
（新設）	